

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	市民課	
件 名	カード裏書印字システム機器保守委託	
契 約 内 容	カード裏書印字システムについて、機器の正常な稼働を確保し、ソフトウェアの適正な更新を実施するための保守委託契約	
契 約 期 間	令和2年4月1日～平成3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社ジェイエスキューブ	
契 約 金 額	396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約をするもので、カード裏書印字システムは特殊な機器で保守点検が実施できるのは購入業者（テクノ・トッパン・フォームズ㈱は業務を㈱ジェイエスキューブへ移管）に限られるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	フロイデホール調光設備保守点検業務																									
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおけるフロイデホール調光設備の保守点検業務を指定の実施回数及び日数により市が定める実施要領のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	東芝ライテック株式会社																									
契 約 金 額	459,800円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業者は、当該設備を製造しており、開館当初より不具合等が生じた場合修繕等を行ってきており、他者に比して著しく設備を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p> <p>また、当施設は開館から25年経過し、今後設備を長期的に使用するために、保守点検を行い、早期修繕を行う必要があるため、今年度より委託することとした。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	印刷機保守点検業務																									
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・緊急修理 ・部品交換 																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	有限会社マルヒロ																									
契 約 金 額	金143,352円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>有限会社マルヒロは、楽田ふれあいセンター及び犬山西ふれあいセンター、旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設、犬山市民交流センターに設置している印刷機の製造元（理想科学工業株式会社）から保守点検業務の実施許可を得た、市内で唯一の業者である。また、緊急修理等を行う本業務の内容を踏まえ、直ぐ対応可能な市内業者に委託することが望ましい。以上の理由から、有限会社マルヒロを受託者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約を締結することが適当であると判断するため。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	楽田ふれあいセンター管理業務																									
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び付属設備の管理並びに備品の管理及び施設の整理・整頓 ・施設利用者の管理・指導 ・楽田ふれあいセンター利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務 ・管理日誌、管理状況報告書等の作成。管理業務に必要な消耗品の購入 ・簡易な修繕用材料の購入。ガーデニング事業 等 																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	楽田地区コミュニティ推進協議会																									
契 約 金 額	7,409,011円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本施設は、楽田地区コミュニティ推進協議会を中心とした地域住民が建設計画当初より検討に加わり建設されている。また、設置条例によって利用する市民によって構成する組織の自主的な運営を基本としていることから、地域住民で包括的に構成されている楽田地区コミュニティ推進協議会で管理運営することが望ましく、競争入札が適しないと判断するため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設管理業務																									
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・機械設備・備品及び展示資料の管理及び施設の清掃整理 ・観覧者及び施設利用者の管理・指導 ・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・施設使用料及び複写機使用料の収納事務 ・施設の普及啓発、施設利用者の説明・案内及び指導に関する業務 ・管理業務に必要な消耗品の購入。樹木の剪定 等 																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	堀田町内会																									
契 約 金 額	2,427,592円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本施設は、羽黒地区の歴史を残す貴重な財産であり、所有者の解体意向を機に地元住民や市民グループらの保存要望、市歴史的建造物保存審査会の「地域の文化財を保存活用すべき」との答申を受け、復原整備をしたものである。</p> <p>また整備にあたっては、羽黒駅近くの公園を所有していた堀田町内会より土地の提供を受けている。「住民によるまちづくり活動拠点の用に供する」という本施設の目的を踏まえ、地元で活動している堀田町内会によって、管理運営することが望ましく、競争入札に適しないと判断するため。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																	
件 名	犬山国際交流村清掃等業務																	
契 約 内 容	(1) 施設の清掃、除草、剪定及び施設内の公衆便所の清掃 (2) 入口広場の芝生の管理 (3) 犬山国際交流村駐車場（木曽川沿い）の除草 (4) プロムナードの管理（清掃及び沿道樹木剪定） (5) 犬山市が美観、衛生、管理上必要と認める軽微な作業																	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス 犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	1,254,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 時価に比して著しく有利な価格での契約</p> <p>【業者選定の理由】 犬山市アメニティ協会は、当市から数多くの公衆便所等の清掃管理及び美化管理を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な管理のノウハウを有しているものである。また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。なお、アメニティ協会の単価等を他業者と比較すると、時価に比して著しく有利な価格で委託業務を行える。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	犬山西ふれあいセンター管理業務																									
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・機械設備及び備品の管理 ・施設の清掃整理 ・施設利用者の管理・指導 ・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・利用許可者への納付書の交付及び使用料等の徴収並びに収納事務 ・管理業務に必要な消耗品の購入 等 																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山西地区コミュニティ推進協議会																									
契 約 金 額	1,685,316円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該施設は、地域住民の活動拠点となる施設とすべく、地域住民を中心に、近隣関係団体らとともに、施設の改修や運営に関してワークショップを開催するなど協議を重ね、令和元年から犬山西ふれあいセンターとして開館し、犬山西地区コミュニティ推進協議会が管理を行っている。地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的からもコミュニティ組織によって管理運営することが望ましく、競争入札に適しないと判断するため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	今井ふれあいセンター管理業務																									
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物・機械設備及び備品の管理 ・ 施設の清掃整理 ・ 入館者及び施設利用者の管理・指導 ・ 利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・ 利用料の納付書交付及び徴収 ・ 簡易修繕 ・ 管理業務に必要な消耗品の購入 等 																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	今井小学校区コミュニティ推進協議会																									
契 約 金 額	905,996円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該施設は、地域のまちづくり活動の拠点として設置されており、地域住民による集会やサロン事業の場として活用されている。 今井小学校区コミュニティ推進協議会は、地域住民のための集いの場として毎週「いきいきサロン」を実施するなど今井地区の活性化のため様々な活動を行っている。本施設の目的を達成するためには、地域の実情を把握し、地域住民との信頼関係の構築が必要であり、地域で活動する本コミュニティ組織が管理業務を行うことが適当であり、競争入札に適しないと判断するため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	舞台機構設備保守点検業務																									
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおける舞台機構設備の保守点検業務を指定の実施回数及び日数により市が定める実施要領のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	KYBステージエンジニアリング株式会社																									
契 約 金 額	2,409,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務で保守点検を行う舞台機構設備は、カヤバ工業株式会社が設置したものである。この設備を熟知した設置業者が保守点検を行うことが適切な管理をするうえで望ましい。KYBステージエンジニアリング株式会社は、カヤバ工業株式会社の舞台装置事業部や舞台装置を販売していた関連会社と分割合併等を経て設立された会社であり、他者に比して著しく設備を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	余坂木戸口まちづくり拠点施設及び余遊亭別館管理業務																									
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・機械設備及び備品の管理及び施設の清掃整理 ・入館者及び施設利用者の管理・指導 ・利用許可申請書等の受付事務及び利用許可書の交付 ・使用料の納付書交付及び徴収 ・簡易修繕 ・管理業務に必要な消耗品の購入 等 																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	余遊亭運営委員会																									
契 約 金 額	3,017,828円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当施設は、近隣町内を始めとする住民有志が検討段階より参加し、協議を重ねたうえで建設された施設であり、地域住民自らがまちづくり活動を展開する拠点施設という施設の設置目的から、地域住民で組織された余遊亭運営委員会によって管理運営することが望ましく競争入札に適しないと判断するため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	連結椅子保守点検業務																									
契 約 内 容	<p>犬山市民交流センターにおける連結椅子の保守点検業務を指定の実施回数により保守点検項目のとおり行う。</p> <p>なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。</p>																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	愛知株式会社 名古屋本部																									
契 約 金 額	220,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該業者は、当該設備を製造しており、総合管理運営業務においても当該設備の保守点検業務を受託しているほか、下請負事業者として本業務の受託実績があり、滞りなく保守点検業務を実施していることから、他者に比して著しく設備及び状態を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	Jアラート受信装置保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山市に設置されているJアラート受信装置の正常な機能を維持し、円滑な運用を図るために行う保守点検業務	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社カナデン中部支店	
契 約 金 額	165,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	上記業者は当市のJアラート受信装置を導入しており、装置の細部やシステム構成及びネットワーク接続を把握しています。 この装置は市民の安全安心に関わるシステムのため、障害発生時に早急な復旧対応が必要ですので、機器の導入システムを構築した業者に保守点検を行わせることが最も適しています。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約とします。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課																									
件 名	災害時における緊急対策業務委託																									
契 約 内 容	災害時における緊急対策業務 ・災害発生前の対応準備管理業務 一式 ・市内パトロール ・軽微な災害復旧作業																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市防災協力会																									
契 約 金 額	・人件費、一般管理費（業務内容による）																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	災害時における対応については、防災協力会の協力が不可欠であり、同会とは平成24年に防災協定を締結しています。 今後、発生する災害に備えるため、災害時における緊急対策業務について、委託を実施します。 請負者については、既に災害協定を締結していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結します。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課																									
件 名	災害時緊急情報提供システムの使用																									
契 約 内 容	災害時緊急情報提供システムの提供 ・犬山市『あんしんメール』（住民用・職員用） ・犬山市『あんしん電話』																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	バイザー株式会社																									
契 約 金 額	メールシステム使用料 2,112,000円 架電システム使用料 使用量による LINEシステム使用料 使用量による																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	該当業者は当市が導入している災害時緊急情報提供システム（あんしんメール・あんしん電話）を運用している管理業者であるため、他業者と契約した場合、他業者が該当業者へシステム使用料を支払う必要があり、必要外経費が発生します。 また、他業者が運用している別システムへ変更することは、現在のシステム登録者を他システムに登録する業務が必要となるため、必要外経費が発生します。 上記のことから管理業者とのシステム使用契約が最も適していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約とします。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	市町村防災支援システムの使用	
契 約 内 容	災害発生時に愛知県へ報告する際に利用する「市町村防災支援システム」の保守管理業務	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	
契 約 金 額	341,880円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	該当業者は本システムの開発元であり、また、該当業者が管理するクラウドサービスにより、システムの運用をおこなっている。 上記のことから、他業者でクラウド環境の整備やシステムの保守を遂行することが困難であるため、開発業者とのシステム使用契約が最も適していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約とします。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課	
件 名	防災行政無線保守点検委託	
契 約 内 容	犬山市に設置されている防災行政無線設備の正常な機能を維持し、円滑な運用を図るために行う保守点検業務	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社カナデン中部支店	
契 約 金 額	544,500円 防災交通課 429,000円 水道課 115,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当市の防災行政無線は三菱電機製のアナログ方式無線であり、製造年度が古く、機器・部品ともに製造が中止されているため、予備品等が流通していない状況です。</p> <p>上記業者は当市防災行政無線の保守点検に長きに携わっており、当市機器の予備品を多く所持しています。また、上記の理由から、他業者で保守点検を行える業者がありませんので、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約とします。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	市民部 税務課	
件 名	地方税電子申告支援サービス利用業務委託	
契 約 内 容	総務大臣から指定された地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、犬山市に設置する各クライアント操作端末と株式会社TKCが運営するTKCインターネット・サービスセンター内に設置されたサーバーとを接続して、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるコンピュータサービスの実施	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 TKC	
契 約 金 額	4,626,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成21年度に電子申告及び年金特別徴収に対応するためのシステム導入をする際、国から指定された委託対象先となる事業者内で指名競争入札を行った結果、株式会社TKCが落札しました。その後、システム導入にあたり基幹系システムとのデータ交換を行うためのシステム構築や設定変更を実施しており、他の事業者に委託先を変更する場合、再設定や動作確認が必要となること、また、確定申告書第2表の読取サービスが無くなる可能性が大きいことから、同一業者に委託することにより事務量及び費用的な縮小が見込まれるため、指名競争入札には適しないと判断し、随意契約としています。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 税務課